

●長崎市中小事業者等一時金(第3期) Q&A

総論		
No	質問内容	回答
1	長崎市中小事業者等一時金(第3期)とはどのようなものですか。	新型コロナウイルスの急速な感染拡大により、令和3年8月から9月にかけて長崎県より要請された飲食店等への営業時間短縮や市民への不要不急の外出自粛により、影響を受け、事業収入が減少した市内の中堅・中小事業者のうち、国の「月次支援金(8月、9月分)」の対象要件(減収率50%以上)を満たさない事業者に対し、一時金を給付するものです。
2	どのような場合に申請できますか。	次のいずれかにより、2021年8月又は9月の事業収入が対2020年同月比(または対2019年同月比)で20%以上50%未満減少していることが申請要件となります。 ① 市内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けたこと ② 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること  上記の申請要件を満たす事業主で、2021年8月6日時点で長崎市内に本社または主たる事業所を有する者(個人事業主の場合は長崎市民)のうち、次の①～④に掲げるすべての要件を満たす方が対象となります。 ① 法人は、2021年8月6日時点で、資本金又は出資総額が10億円未満であるか、資本金ないし出資総額の定めがない場合は常用従業者数が2,000人以下であること ② 長崎県の要請に基づく市・町の営業時間短縮要請協力金(8月・9月分)を受給していない(しない)こと ③ 長崎県大規模集客施設時短要請協力金を受給していない(しない)こと ④ 次のいずれにも該当していないこと ・2020年1月までに納期が到来している市税を滞納している者(ただし、市税の徴収猶予や換価の猶予を受けている者は除く) ・暴力団、暴力団員並びにその関係者 ・風俗営業法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者(ただし、旅館業法の許可を受けて営業する者を除く) ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体 ・法人税法別表第1に規定する公共法人  詳しくは、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)にお尋ねください。
3	一時金(第3期)の金額はいくらですか。	申請要件を満たす月の売上減少額(1か月当たりの上限額10万円)を支給します。 ※月毎に減少額を算定し、最大2か月分(20万円)支給。  詳しくは、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)にお尋ねください。
4	申請書類はどこで入手できますか。	申請書類は、長崎市のホームページに掲載しています。 また、10/7からは、市役所本館1階案内所、各地域センター、消費者センター(メルカつきまち4階)、商工会館2階・4階でも配布しています。
5	どこに申請すればよいですか。	以下の申請先に申請書類を送付してください。 【申請先】 〒850-8691 長崎市恵美須町1-1 長崎中央郵便局私書箱85号 長崎市中小企業者等一時金(第3期)窓口 宛
6	どのような書類を準備する必要がありますか。	確定申告書や売上台帳、通帳の写しのほか、個人事業主の場合は本人確認書類(運転免許証など)が必要になります。 詳しくは、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)にお尋ねください。
7	申請期間はいつからいつまでですか。	2021年10月8日(金)から2021年11月30日(火)までです。※消印有効
8	減収率が50%を超えている月については、申請できないのですか。	長崎市中小事業者等一時金(第3期)の申請はできません。 令和3年8月または9月の事業収入が対2020年同月比(または対2019年同月比)で50%以上減少している飲食店等以外の事業者に対しては、国の「月次支援金」が支給されることとなっています。 詳しくは、月次支援金コールセンター(0120-211-240)にお尋ねください。
9	8月は20%以上50%未満、9月は50%以上の減収の場合、2か月分まとめて申請できますか。	2か月分まとめての申請はできません。 「20%以上50%未満減少している月」と「50%以上減少している月」がある場合は、それぞれ、長崎市(長崎市中小事業者等一時金)と国(月次支援金)が申請窓口となります。質問内容のケースだと、8月分は長崎市、9月分は国への申請となります。
10	一時金(第1期(令和3年1～2月分)、第2期(令和3年4～6月分))を既に受給していますが、申請可能ですか。	申請可能です。
11	申請から支給までにどのくらいの日数がかかるのですか。	内容に不備がない場合は、申請書受領後、約2週間後にご指定いただいた口座に振り込みます。(振込人名義:ナガサキイチジキン3キ)
12	2か月分申請を予定しているが、先に1か月分を申請し、後日残りの1か月分を申請することができますか。	申請は1事業者につき1回までとなります。8月、9月がいずれも対象となる場合は、2か月分まとめて申請ください。

●長崎市中小事業者等一時金(第3期) Q&A

対象事業者、申請要件		
No	質問内容	回答
1	どんな業種が対象になりますか。	業種による制限はありませんが、以下に該当する事業者は対象外となります。 ・風俗営業法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者(ただし、旅館業法の許可を受けて営業する者を除く。) ・政治団体 ・宗教上の組織若しくは団体 ・法人税法別表第1に規定する公共法人 詳しくは、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)にお尋ねください。
2	複数の店舗がある場合や複数の事業を営んでいる場合、店舗毎や事業毎に申請できますか。	できません。 1事業者単位での申請となります。
3	申請要件に「長崎市内に本社または主たる事業所を有する者(個人事業主の場合は長崎市民)」と記載があるが、いつ時点で判断するのですか。	令和3年8月6日時点(外出自粛要請の前日)時点での所在地・住所で判断します。
4	2021年8月6日時点で法人の本社(個人事業主の住民票)が長崎市外にあります。店舗は市内にあるのですが、一時金(第3期)の対象となりますか。	対象となりません。 法人の場合は本社または主たる事業所が長崎市内にあることが要件の1つとなっています。 本社または主たる事業所所在地の市町村にお問合せください。
5	2021年8月6日時点で法人の本社(個人事業主の住民票)は長崎市内にあるが、店舗は市外のみの場合、一時金(第3期)の対象となりますか。	本社が長崎市内にあるため、その他の要件を満たせば対象となります。
6	8月分と9月分で、比較対象とする年は異なる年でもよいのですか。	対象年が異なる申請も可能です。(例:8月は2019年と、9月は2020年とそれぞれ比較することが可能)
7	今年(2021年)開業した場合はどのような取扱いになりますか。	今年(2021年)の1月～3月開業であれば新規創業特例を適用できる可能性があります。なお、4月以降の開業の場合、対象外です。詳しくは長崎市ホームページの新規創業特例ページをご確認いただくか、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)へお尋ねください。
8	昨年10月に開業したため、前年同月との比較ができませんがどうしたらいいのですか？	2019年1月から2020年12月までの間に設立(開業)した事業者は、下記の証拠書類等を提出することにより特例を適用することができます。 詳しくは長崎市ホームページの新規創業特例ページをご確認いただくか、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)へお尋ねください。 (1)追加提出書類 ①設立(開業)日が2019年1月から2020年12月までであることを証明する書類 (履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業届出書等) ※ただし、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類に限る。 ②開業年の年間事業収入が確認できる書類 (2)売上高比較方法 増減額＝開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数(開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1か月とみなす。)-2021年対象月(8月又は9月)の事業収入
9	事業継承の場合、対象月の取扱はどのようになりますか。	2021年1月以降に事業承継した場合、下記の証拠書類等を提出することにより以下のとおり申請額を算出します。詳細は長崎市ホームページの新規創業特例ページをご確認いただくか、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)へお尋ねください。 (1)追加提出書類 ①申請者の確定申告書類の控えの写しに替えて、事業を行っていた者の名義の確定申告書類の控えの写し ②個人事業の開業・廃業届出書の控えの写し又は開業日、所在地、代表者、業種、及び書類発行(收受)日が確認できる公的機関が発行(收受)した書類の写し (2)売上高比較方法 事業を以前行っていた者の2020又は2019年の月間事業収入—事業承継を受けた者の2021年月間事業収入
10	飲食店で、時短要請協力金(令和3年8月10日～9月12日)の対象だったが、協力しなかったので協力金はもらっていません。一方で事業収入は20%以上減っていますが、一時金(第3期)の対象となりますか。	協力金を受給していなければ、中小事業者等一時金(第3期)の対象となりえます。

●長崎市中小事業者等一時金(第3期) Q&A

11	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として確定申告をしている場合、対象となりますか。	<p>以下の追加申請要件を満たせば対象となります。その場合、以下の追加提出書類が必要です。詳細は長崎市ホームページの新規創業特例ページをご確認いただくか、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)へお尋ねください。</p> <p>・追加申請要件          ①2019年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ていること          ②売上の比較を行う年(2019年又は2020年)及び2021年の対象月(8月又は9月の内、売上高比較を行った月)以降において被雇用者または被扶養者ではないこと          ③売上の比較を行う年(2019年又は2020年)の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がない又は「0円」であること</p> <p>・追加提出書類          ①業務委託契約等収入があることを示す書類の写し(下記A～Cの中からいずれか2つ必要)          A業務委託契約書          B支払調書、源泉徴収票(Cとの組み合わせは不可)、給与に係る支払明細書(Cとの組み合わせは不可)、業務委託に係る支払明細書の内いずれか          C通帳の写し(申請者本人名義の通帳に契約先から報酬等の支払いがあったと確認できるものに限る)          ②国民健康保険証の写し</p>
12	サラリーマンで副業している場合、副業分で対象となりますか。	事業収入として確定申告をしており、事業収入の減少率など、他の要件を満たす場合は対象となります。
13	個人事業主で不動産収入として申告していますが、対象となりますか。	不動産収入は対象外となります。
14	法人で不動産を貸しておりますが、申請は可能でしょうか。	確定申告書の売上高に売上が計上されており、事業収入の減少率など、他の要件を満たす場合は対象となります。
15	趣味の家庭菜園で作った野菜を知人に安価で譲っています。対象になりますか。	対象になりません。一時金の対象は、事業を営む事業者です。(一時金の申請にあたり、事業者であることを確認するため、確定申告書の写し等が必要となります。)
16	2020年4月に開業しました。コロナの影響で事業を開始できていないため売上が開業から現在までありません。申請は可能ですか。	売上の比較ができず減少率の判定ができませんので申請はできません。対象外となります。
17	設計を自営で行っています。県外の業者としか取引がないのですが、申請は可能でしょうか。	県内の事業者と取引がないのであれば、長崎市の一時金は申請できません。県外の事業者との取引があるのであれば、取引先の事業者の属する自治体(緊急事態宣言地域またはまん延防止等重点措置対象地域であれば国の制度)の一時金等の対象となる可能性がございますので、該当する自治体にお尋ねください。
18	事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金、協力金等を含めることはできますか。	含めることはできません。それらの給付金等を除いた金額を事業収入としてください。

●長崎市中小事業者等一時金(第3期) Q&A

申請手続き		
No	質問内容	回答
1	申請要領中、「事業収入が確認できる書類」とはどのようなものですか。	確定申告書類や帳簿などが必要となります。 詳しくは、専用コールセンター(10/8から:050-8881-8742)にお尋ねください。
2	本社所在地(個人事業者の場合は住民票上の住所)と店舗の所在地、どちらを申請書に記入すればよいですか。	申請書には、令和3年8月6日時点の本社所在地(個人事業者の場合は住民票上の住所)を記入してください。
3	確定申告書の控えが手元にないのですが、どうしたらよいですか。	長崎税務署(TEL:095-822-4231)へお問合せください。
4	添付書類の確定申告書の写しについて、確定申告義務が無く住民税申告を行っている場合はどうしたらいいですか。	住民税申告書類の控えの写しを添付してください。
5	住民税申告書の控えが手元にないのですが、どうしたらよいですか。	すでに申告されている方については、住民税申告書の控えを長崎市窓口で受け取ることはできません。 住民税申告書(「令和3年度(令和2年分)市民税県民税申告書」)の控えがお手元にない場合は、①申告時にお渡ししている「市民税県民税申告受付書」と②住民税の申告書に係る申立書兼収入額の確認に関する同意書を提出していただく必要があります。  ②の同意書の様式は長崎市ホームページに掲載しております。
6	2019年の8月～9月を比較元とする場合でも2019年の確定申告書に加え、2020年の確定申告書が必要ですか。	必要です。(事業を継続して行っているか確認するため)
7	2020年の8月～9月を比較元とする場合、2019年の確定申告書は必要ですか。	不要です。
8	該当要件申告書に記載のある、「チェックした要件の証明となる資料」とはどのようなものですか。	以下のような資料になります。  ①市内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けた場合 【主に対面で商品やサービスの提供を行っている事業者】 ・主に対面で商品やサービスの提供を行っていることを確認できる書類 例:商品・サービスの一覧表、店舗写真 等  【主に対面で商品やサービスの提供を行っている事業者への商品やサービスの提供を行っている事業者】 ・取引先の基本情報が分かる書類(以下を記したメモなど) 名称、連絡先、所在地、法人番号(法人の場合)等 ・取引先との取引を示す書類 例:売上台帳、請求書・納品書・領収書等の帳票、取引内容が分かる通帳 等  ②県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引がある場合 【飲食店と直接取引をしている事業者】 ・飲食店の基本情報が分かる書類(以下を記したメモなど) 名称、連絡先、所在地、法人番号(法人の場合)、営業許可番号 等 ・飲食店との取引を示す書類 例:売上台帳、請求書・納品書・領収書等の帳票、取引内容が分かる通帳 等  【その他の事業者】 ・取引先の基本情報が分かる書類(以下を記したメモなど) 名称、連絡先、所在地、法人番号(法人の場合)等 ・取引先との取引を示す書類 例:売上台帳、請求書・納品書・領収書等の帳票、取引内容が分かる通帳 等 ・申請者の商品が当該飲食店等に届いていることを示す書類 例:取引先が当該飲食店等と取引していることを示す書類 等
9	ネット銀行なので通帳がないのですがどうしたらよいですか。	振込先の情報が表示されたホームページの写し等をご提出ください。
10	申請要領でいう「事業収入」とは何ですか。	確定申告書において、事業収入として計上するものです。
11	確定申告書の「別表1」とはどのような書類ですか。	長崎市の一時金(第3期)ホームページの「別表1」をクリックしていただくと、別表1の見本が表示されます。(その他、確定申告、住民税申告関係書類の見本はホームページに掲載しておりますのでご確認ください。)
12	免許証や健康保険証は必ず両面コピーが必要ですか。	住所変更をされていなければ、オモテ面のみでも結構です。変更後の住所がウラ面に記載されている場合には、両面の提出が必要です。